

書記官送達
30年4月19日午後3時45分

平成30年4月19日判決首渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本浩昭
平成29年(行コ)第375号 不開示決定処分取消等請求控訴事件(原審・千葉地方裁判所平成28年(行ウ)第41号)
口頭弁論終結日 平成30年3月6日

判 決

控訴人

被控訴人

国

同代表者法務大臣

上川陽子

同指定代理人



同

同

同

同

同

同

同

処分行政庁

千葉労働局長

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2(1) 千葉労働局長が控訴人に対し平成28年5月18日付けで保有個人情

報を開示しない旨の決定（千葉労働局0518第1号）を取り消す。

- (2) 千葉労働局長は、控訴人に対し、[]相談員が『労働局長の助言・指導処理票』に記した約36文字の内容を示す箇所（本件ファクシミリ文書の文中のがん研究センターの控訴人に関する主張及び見解を表示した箇所）」及び「本件ファクシミリ文書の文中の控訴人の氏名」を開示せよ。
- 3 千葉労働局長は、控訴人に対し、原判決別紙情報目録1記載の情報を開示せよ。
- 4 千葉労働局長は、控訴人に対し、原判決別紙情報目録2記載の情報を開示せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 6 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、千葉労働局長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「行政個人情報保護法」という。）に基づき、千葉労働局が当時控訴人が勤務していた独立行政法人国立がん研究センター（以下「本件事業主」という。）から受信したファクシミリ文書4枚に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたところ、その全部を開示する決定（以下「本件不開示処分」という。）を受けたことから、本件不開示処分の取消し（控訴の趣旨2(1)）及び本件開示請求に係る文書のうち控訴人の氏名等の開示（控訴の趣旨2(2)）、原判決別紙情報目録1、2の情報の開示の義務付け（控訴の趣旨3及び4（これらは選択的請求））を求めるとともに、本件不開示処分が違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料10万円の支払（控訴の趣旨5）を求めた事案である。

原審は、控訴人の訴えに係る請求を控訴の趣旨2ないし5項のとおりに整理した上、同2(2)、3及び4項に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却した（以下、原判決の呼称に合わせ、控訴の趣旨2(1)、(2)を「本件請求1(1)、(2)」、同3を「本件請求2」、同4を「本件請求3」及び同5を「本件請求4」という。）。

控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。

2 行政個人情報保護法の定め、前提となる事実、争点及び当事者の主張は、後記第3の2のとおり付加し、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第2 事案の概要」1ないし3（原判決3頁11行目から11頁9行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決5頁11行目の「（甲28の各証。）から16行目末尾までを「（千葉労働局が入手した本件各文書は、甲28の1ないし3のマスキングされていないものがファクシミリで送信されたもの（甲16及び22）である。甲28の1ないし3は、控訴人が別件訴訟において提出された書証として入手したものであるところ、控訴人は、マスキングをして開示された本件各文書と甲28の1ないし3は無関係であるというが、両者の欄外の書き込みや印字及びマスキングの部分を含む配列がおおむね一致することなどから、マスキングされていない状態の甲28の1ないし3がファクシミリ送信されたものが本件各文書であると認めることができる。控訴人が甲32により指摘する「FAX送信状」のとじ穴の位置はファクシミリで受信された際の元文書のとじ穴であるとは限らず、千葉労働局で保管のために開けたとじ穴である可能性があるから文書の同一性を否定する根拠にならない。）」に改める。
- (2) 同6頁10行目の末尾に改行の上、「これに対して、控訴人は、開示された文書は偽造であるなどとして、厚生労働大臣宛てに審査請求申立書を提出し、情報公開・個人情報保護審査会に諮問された結果、平成27年2月9日付で厚生労働大臣は、原処分を変更し、本件文書1の非開示とされた部分を開示する旨の裁決をし、それに基づき、同月13日付で同部分も控訴人に開示された（甲17、18、20ないし22）。」を加える。
- (3) 同頁15行目及び22行目の「付」をいずれも「付け」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の本件請求のうち、情報開示の義務付けを求

める訴えは不適法であるから却下すべきであり、その余の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。

その理由は、原判決11頁14行目の「30の1、30の2」を「30の1・2」に改め、19行目の「について送信を受けたもの」を削るほか、後記2のとおり、控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」1ないし3（原判決11頁11行目から14頁9行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 控訴人は、(1) 原審において主張した（争点1）とおり、本件文書2は原判決別紙「情報目録1」及び「情報目録2」の要素に分けられ、その中に複数の情報があり得るところ、それらはそれぞれ独立した情報であって部分開示が可能なものであるから、一体の情報とはいえない、「独立した一体的な情報」といえるか否かは、同一の事実かどうかで決すべきものであって、複数の別の情報が一つの公文書に含まれているときにそれらが集合して一体的な情報となることはない、そして、原判決別紙「情報目録1」の各情報は行政個人情報保護法14条7号ニに該当しないし、本件文書2中の情報で控訴人以外の者の氏名等が記載されているため同条2号に該当するとしても同号イ、ハに該当するものとして開示されるべきである、また、原判決別紙「情報目録1」の⑥は人事評価の情報であるから当事者に開示されるべきである、(2) 原判決は、本件文書1を千葉労働局がファクシミリで受信した送信状、本件文書2を甲28の2・3であるとするが、送信状は受信日時が印字されているが、甲28の2・3はそのようなものはないから千葉労働局がファクシミリで受信したものではなく、同文書は控訴人が開示を求める文書とは別の文書である、控訴人が別件訴訟の書証として入手した甲28の2・3が控訴人が開示を求める本件文書2であるならば、被控訴人が開示を拒む理由が不明であるなどと主張する。

しかしながら、(1) 保有個人情報の部分開示について、行政個人情報保護法16条は、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは」

当該部分を除いた部分を開示しなければならない（1項）とし、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合に特定の個人を識別することができる記述等を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、「当該部分を除いた部分は、同号（14条第2号）の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」（2項）と規定しております。これは、補正の上引用した原判決が説示するとおり、行政機関の長に対し、2項に定める場合を除いて、不開示情報に該当する独立した一体的な情報をさらに細分化して、一部を不開示とし、その余を開示することを義務付けているものではないものと解するのが相当である。

控訴人は、「独立した一体的な情報」は一つの公文書に複数の情報が含まれるときに、同一の事実に関するものを意味すると主張するが、そのように解する根拠はなく、補正の上引用した原判決が説示するとおり、保有個人情報の内容、作成意義、作成目的、取得原因等を考慮し、個人情報保護法の不開示情報に関する定めの趣旨に照らし、社会通念に従って判断するのが相当である。本件文書2はその内容が甲28の2・3により纏われるところ、原判決に説示のとおり同法14条7号ニの不開示情報に該当するが、一連の文章であって全体として意味を成すものであり、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に当たらないから、控訴人が原判決別紙「情報目録1、2」として分類するように部分を取り出して開示することまで義務付けられていないというべきである（控訴人の本件文書2に関する同法14条2号についての主張は、本件文書2の全体が同条7号ニの不開示情報に該当するからその前提を欠くものである。）。

また、(2) 控訴人が開示を求める、千葉労働局が所持し開示をしなかった本件文書2は、マスキングのない状態の甲28の2・3が千葉労働局にファクシミリ送信されたものであることは、補正の上引用した原判決が説示するとおりであり、控訴人が開示を求める本件文書2と甲28の2・3は別の文書であるとの控

訴人の主張は理由がない（千葉労働局は甲28の2・3がファクシミリ送信されたものを所持しているのであり、本件ではマスキングをして開示された甲16や別件訴訟でマスキングをして提出された甲28の2・3のマスキングされた文書そのものの所持や開示が問題となっているものではない。）。控訴人は、甲28の2・3と本件文書2が同一のものなら被控訴人は開示を拒む理由がないから別の文書であるともいうが、個別事件の訴訟手続において必要性や許容性を検討の上、書証として提出される場合と行政個人情報保護法による開示の場合における判断が異なるのは、制度が異なる以上許容されることであって、控訴人が主張するように文書の同一性を疑う根拠とはならない。

なお、控訴人は、原審の審理に關し、その第1回口頭弁論期日において、控訴人が「控訴人がT. K様と言われても納得できないので、控訴人の氏名を開示していただきたい。」などと述べたことを口頭弁論調書に記載せず、他方で、第3回口頭弁論期日において、甲28を甲22と認めさせようとして、控訴人が陳述していないにもかかわらず、口頭弁論調書に、控訴人の陳述として、「甲第28号証の2及び3の各文書において、原告（控訴人）がある日時にある場所である発言をした、あるいはある行動をしたという事実に関する独立した情報として把握することができる部分を、具体的に特定して書面で主張する。」と記載し、また、本件訴訟記録の閲覧書きをする際、控訴人準備書面(7)に「不陳述」の付箋が付けられていたにもかかわらず、閲覧書きに立ち会った裁判所職員がこれを勝手に外して控訴人が陳述したなどと嘘を述べるなどし、裁判を受ける権利を侵害したとも主張する。

しかしながら、口頭弁論調書には、当事者の発言をすべて記載するものではなく、弁論の要領を記載するものである（民事訴訟規則67条）から、本件訴訟における攻撃、防御方法とはいえない訴え提起の動機に関する控訴人の発言を口頭弁論調書に記載しなかったとしても、違法とはいえない。また、原審の裁判長は、被控訴人が本件文書2の情報は一体であると主張したのに対し、控訴人が部分開

示が可能であると主張したため、内容の一部が明らかになった本件文書2と同内容の文書が書証として提出されていることから、控訴人にどのように分離することができるか具体的に特定をして主張を明らかにするように求めたものであって、相当な訴訟指揮であるといえ、控訴人も最終的にはそれに応じることとしたのであるから、その旨が口頭弁論調書に記載されたとしても違法とはいえない。さらに、訴訟記録の閲覧謄写の際に、記録中の準備書面に「未陳述」の付箋が付けられていたのを職員が外したこと、付箋は記録整理や備忘等のために付けられていたものにすぎず、実際、口頭弁論調書において陳述された取扱いはされていないのであるから、控訴人の裁判を受ける権利を害するような行為があったとはいえない。

控訴人の上記各主張は、いずれも採用できない。

- 3 以上によれば、控訴人の本件請求のうち、情報開示の義務付けを求める訴えは不適法であるから却下すべきであり、その余の請求は理由がないから棄却すべきであるから、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。
よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

阿 部 沢

裁判官

岡 野 典 章

裁判官篠田賢治は、転補のため、署名押印できない。

裁判長裁判官

阿 部 沢

東京(高) 14-032070

これは正本である。

平成30年4月19日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 松 本 浩

